

三田市霊苑条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第3条 省略 (開門時間) 第3条の2 霊苑の開門時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>第4条 省略 (使用許可)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 墓所を使用できる者は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) <u>許可の申請日前において引き続き1年以上本市に住所を有する世帯主。</u> ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～4 省略</p> <p>第6条～第12条 省略 (使用許可の取消し)</p> <p>第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことができる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>使用許可を受けた日から2年を経過しても、墳墓を設けないとき。</u> (6) <u>使用墓所及び墳墓の維持管理をなさず、放置したまま2年を経過したとき(使用者が死亡又は居所不明の場合を除く。)</u> (7) <u>この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項第5号の規定により使用許可の取消しをしようとするときは、あらかじめ使用者に期限を指定して墳墓を設けるよう催告しなければならない。</u></p> <p>3 市は、使用者が第1項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</p> <p>第14条～第17条 省略 (過料)</p>	<p>第1条～第3条 省略 (開門時間) 第3条の2 霊苑の開門時間は、<u>次の表に掲げるとおり</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1160 379 2056 523"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>開門時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次号及び第3号を除く期間</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>(2) 1月7日から1月31日まで</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>(3) 8月7日から8月16日まで</td> <td>午前8時から午後6時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 省略 (使用許可)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 墓所を使用できる者は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 本市に住所を有する世帯主。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3～4 省略</p> <p>第6条～第12条 省略 (使用許可の取消し)</p> <p>第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことができる。 (1)～(4) 省略 (5) <u>使用墓所及び墳墓の維持管理をなさず、放置したまま2年を経過したとき(使用者が死亡又は居所不明の場合を除く。)</u> (6) <u>この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</p> <p>第14条～第17条 省略 (過料)</p>	期間	開門時間	(1) 次号及び第3号を除く期間	午前9時から午後5時まで	(2) 1月7日から1月31日まで	午前9時から午後4時まで	(3) 8月7日から8月16日まで	午前8時から午後6時まで
期間	開門時間								
(1) 次号及び第3号を除く期間	午前9時から午後5時まで								
(2) 1月7日から1月31日まで	午前9時から午後4時まで								
(3) 8月7日から8月16日まで	午前8時から午後6時まで								

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては 5 万円以下の過料に処する。

(1)～(2) 省略

(3) 第 13 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号の規定に該当する者

2 省略

以下省略

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては 5 万円以下の過料に処する。

(1)～(2) 省略

(3) 第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定に該当する者

2 省略

以下省略